



広報

いづみ・ 議会だより

人口793人・男379人・女414人・出生0人・死亡7人・転入21人・転出19人・世帯数288世帯・外国1人 4月1日現在



ご入学おめでとうございます

2001年春号
No.433

び村長施策方針(抜粋)

二十一世紀の始まりは地方分権という重い命題を課せられてのスタートとなりました。

昨年四月地方分権一括法が施行され、新しい国と地方の関係のもとで、最も住民に身近な行政を担う村の役割は、今後ますます重要となつてまいりました。

国におきましては、市町村の行政サービスを充実強化するとともに、

行財政基盤の整備を図るため「市町村合併特例法」を改正し、平成十七年三月末までを期限として合併を推進することとしております。

政府は平成十三年度において「自律的な景気回復の実現」、「時代を先取りした経済構造改革の推進」、

「世界経済の持続的発展への貢献」

合併は、地域の将来や住民の生活に大きな影響を与える重大なテーマであり、地域住民が今後の村のあり方、地域の将来像を十分見極めたうえで自主的に取り組むことが基本になっていますが、私は、できれば現状の今までの存続を常に視野におき行政を推進してまいりたいと考えるところであります。

それには財政基盤の確立が最重要課題であり、議員の皆様からもご進

言をいただいております森林交付税、水源税の創設に最善の努力をはつたり、第三次総合計画基本構想策定の折にも提言いたしました、二十世紀の有望産業の一つである環境産業・クリーンエネルギー等の導入・誘致に積極的に取組み、自主財源の確保に努めたいと考えています。

政府は平成十三年度において

「時代を先取りした経済構造改革の推進」、

「世界経済の持続的発展への貢献」

の三項目を重点として、適切かつ機動的な経済運営を行うとし、経済見通しを、緩やかな雇用・所得環境の改善と企業の増益基調の継続を背景として、個人消費、設備投資等の民需を中心とした経済成長を続ける姿が定着し、自律的回復軌道をたどり、国内総生産の実質成長率を一・七%程度と公表していますが、一日も早い景気回復を願わずにいられません。平成十三年度政府予算は八十二

兆六千五百二十三億円で、前年度対比二・七%減となっています。

新たな発展基盤の構築に資する施策に一層の重点化を図りつつ、公需から民需へのバトンタッチを円滑に行い、我国経済を自律的回復軌道に確実に乗せるとの観点にたつて編成され、一方厳しさを増している財政状況に鑑み、財政の効率化・質的改善を図り、公債発行額を縮減し、前年度当初より四兆二千九百二十億円減額し、二十八兆三千百八十億円と推進しております。

地方財政計画も、国・地方の財政状況が極めて厳しい中、国と地方の負担関係の明確化を図りつつ、前年度対比〇・四%増の八十九兆三千百億円を見込んでいますが、地方債依存度一三・三%で前年より〇・八%増と一段と厳しい状況にあります。

県においても厳しい財政状況を反映して、三年連続で前年度を下回る形で五千三百七十七億円七千五百三十八万八千円の予算案を発表しました。IT革命への対応や心の教育、

平成13年度予算概要及

少子高齢化対策など多様化するニーズや時代の変化に的確に対応したとされています。

本村では、平成十二年度に行政改

革大綱、並びに改革改善実施要綱に基づき、行財政の改革改善を実施し経費の削減に努めておりますが、地方交付税は三年連続して減額せざるを得ないなど財政事情がより一層厳しくなった中での平成十三年度予算編成となり、一般会計の予算総額は二十億八千五百五十万円で前年対比一四・四%の減、簡易水道事業特別会計は二千三百七十七万円で一・一〇%の増、国民健康保険事業特別会計は六千百七十四万四千円で一五・五%増、診療所事業特別会計は八千九十七万五千円で一・八%の増、老人医療特別会計は九千六百二十一万八千円で八・九%増、観光事業特別会計は二億二千六百三万円で三・八%の増、介護保険事業特別会計は六千二百二十五万円六千円で九・五%の減で一般会計と特別会計の総額は二十六三千六百四十九万三

千円となり、前年度対比一〇・八%の減額予算となつております。

次に当面する諸問題について申し述べたいと思います。

中部縦貫自動車道についてであり

ます、一日も早い事業化を県、国

に要望し、あかつには油坂朝日間の工事先行をも視野に入れ活動を続けてまいりたいと考えております。

次に教育関係でありますが、昨年

答申をいたしましたが、現在その

答申に基づき基本構想を策定中であ

りますので、基本構想案の策定が済

み次第、議員の皆様にご相談を申し上げ、財政状況とも考え方を取り組んでまいります。保育所の問題、JR越美北線のダイヤ改正に伴う対応につきましては一般質問でご答弁申し上げましたとおり対応をいたしました。

次に和泉スキー場ですが、

用地関係も一段落し、第三工事の早期完成が待たれるところであります。今後共企業へ強く要請し、その

波及効果を期待するものであります。

す。加えて一般廃棄物処理施設、要望のありました九頭竜スキー場整備などなど解決しなければならない諸問題が山積みしておりますが、解決にむけ全力で取り組む決意をいたしております。

以上、平成十三年度予算の大綱と当面する諸問題につきまして申し述べましたが、「住んでよし、訪ねてよし」の住みよい古里「和泉」の実現を目指し、全力で村づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

ので、議員の皆様をはじめ村民の方々の一層のご理解とご支援をお願い申し上げます。

平成13年度

一般会計総額予算 20億8,550万円

今年度予算編成は、長引く経済不況に伴って、平成十二年度に行政改革大綱並びに改革改善実施要綱に基づき、行財政の改革改善を実施し経費の削減に努めて来ましたが、地方交付税は三年連続して減額せざるを得ないなど、財政事情がより一層厳しくなった中での平成十三年度予算編成となりました。

一般会計の予算総額は、前年度対比一四・八%の減額予算となりました。

一般会計の歳出の主なものは、次のとおりです。

一般会計の大幅な減額は、衛生費で大野市浄化センター整備事業の完成により負担金の三一、三七五千円の減、農林水産業費で前年度まいたけ生産施設整備に二五六、四〇〇千円計上が、本年度の九四、六〇〇千円となりました。

土木費では村道朝日線改良整備費三二、〇〇〇千円と除雪車購入費五六、〇〇〇千円が減、教育費では教職員住宅整備一〇四、三三七千円が減、公債費の三八、〇四六千円の減額が主なものとなっています。

○総務費

住民基本台帳法の改正により地方公共団体が整備し管理するものとされている住民基本台帳ネットワーク

(単位：千円、%)

区分	平成13年度	平成12年度	前年度伸び率
一般会計	2,085,500	2,435,000	△14.4
特別会計	550,993	519,094	6.1
合計	2,636,493	2,954,094	△10.8

○民生費

社会福祉協議会へ事業委託として二六、七三一千円、協議会運営補助金等で三、〇一一千円、わくわく館の施設管理委託と運営補助金で一、五一四千円。

○衛生費

合併処理浄化槽設置補助金四、四九六千円。

○農林水産業費

中山間地域総合整備事業に八〇、八〇〇千円を計上し、農村公園の整備を図ることとしました。森林組合へは本年度新たに従業員の宿舎建設補助金六六、五〇〇千円と林業生産用機整備補助金一四、〇〇〇千円を計上し、組合の基盤整備をすることにしました。

またたけ工場の整備費には九四、六〇〇千円、ほかに農業用施設関係工事費に一七、〇〇〇千円、林道整備関係で七八、一五〇千円。

システム整備に一二、五八〇千円、道路の国有財産の贈与手続き申請に五、二五〇千円、防犯灯新設に一、三八一千円。

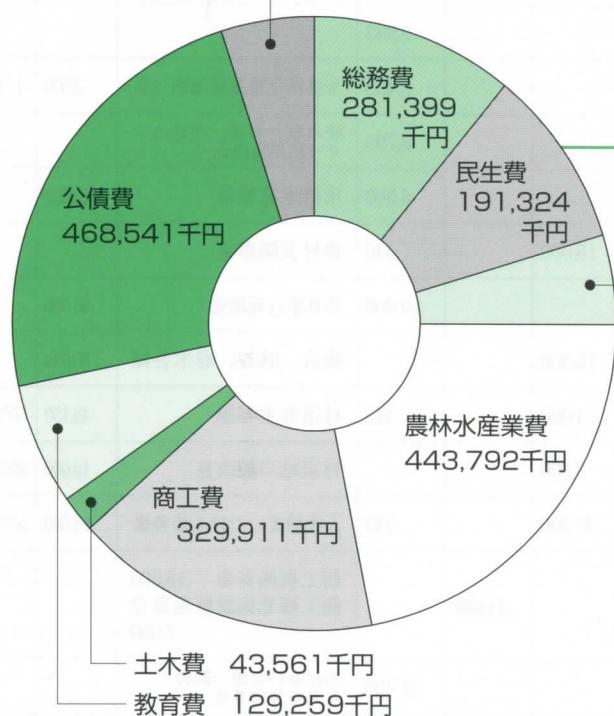
一般会計

歳入総額

20億8,550万円

諸収入 58,364千円
繰入金 13,720千円

その他 104,575千円



その他 104,678千円

村 債
200,400
千円

村 税
229,398
千円

県支出金
322,954

地方交付税
1,144,000千円

歳出総額

20億8,550万円

衛生費 93,138千円

○商工費

九頭竜スキー場第一リフト整備事業に九六、七〇〇千円、観光事業特別会計に計上しておりますリフト終点取付コース造成工事費の二六、七六千円と合せ再整備を計画しました。

○教育費

分遣所の外壁補修工事費五、二〇八千円。
村道維持工事に六、〇〇〇千円。

○土木費

貝皿地区集会場改修補助に二、四五千円、フォーラム「青葉の笛」十周年記念事業経費一、一九〇千円、青少年海外派遣事業に一、〇〇〇千円。

平成13年度における主な事業

(単位：千円)

款	事業名	事業費	財源内訳				備考	補助対象 基本額	補助率 国 県
			国県支出金	起債	その他	一般財源			
総務費	広報事業	1,000				1,000	広報いづみ発行 年4回		
	防犯灯新設事業	1,381				1,381	村内一円		
	法定外公共物譲与手続委託	5,250				5,250	国有財産の譲与手続		
	住民登録電算システム導入事業	12,580				12,580			
民生費	生活安定対策事業	16,000				16,000			
	社会福祉協議会事業委託	26,731	14,796			11,935	介護予防生活支援、福祉団体育成委託等	14,796	
	社会福祉協議会補助金	3,011	46			2,965	社会福祉協議会運営、ボランティアセンター事業補助		
	「わくわく館」施設管理委託	3,621				3,621			
	「わくわく館」運営事業補助金	7,893				7,893			
衛生費	合併処理浄化槽設置整備事業	4,496	2,000			2,496	合併浄化槽設置補助 8基	3,000	1/3 1/3
	し尿汲み取り事業	8,705				8,705	汲み取り委託、浄化センター使用負担金		
農林水産業費	県単小規模土地改良事業	13,000	6,500			6,500	用排水路整備	13,000	1/2
	中山間地域総合整備事業	80,800	60,400	16,000		440	農村公園整備		
	きらり輝く中山間づくり事業	66,500	47,500			19,000	森林組合補助金	95,000	1/2
	県単林道改良事業	30,000	15,000	15,000			藤倉、林谷、春木谷線	30,000	1/2
	普通林道開設事業	48,150	33,705	14,000		445	林道春木谷線	48,150	50% 20%
	間伐等森林整備促進緊急条件整備事業	10,000	6,500	3,500			林道越戸線改良	10,000	50% 15%
	林業構造改善事業	94,600	56,755	37,000		845	上大納まいたけ工場整備	94,600	50% 10%
商工費	商工振興資金貸付事業	25,000			25,000		商工振興資金 18,000 商工観光施設整備資金 7,000		
	ふれあい会館施設管理委託事業	18,400				18,400	ふれあい会館・駅舎・直売所管理委託		
	九頭竜スキー場第一リフト整備事業	96,700	37,800	58,900			第一リフト架け替え		
	県営自然公園施設整備事業負担金	7,666		7,600		66	前坂家族旅行村テント サイトリニューアル		
	九頭竜新緑まつり事業	5,857			148	5,709			
	九頭竜紅葉まつり事業	14,257				14,257			
	九頭竜ゆきまつり事業	3,639				3,639			
土木費	村道維持工事	6,000				6,000	村内一円		
	河川維持工事	500				500			
教育費	青葉の笛10周年記念事業	1,190				1,190	フォーラムの実施		
	青少年海外派遣事業	1,000				1,000			
	集会所改修事業	2,452				2,452	貝皿集会所		

特別会計

(単位：千円)

款	事業名	事業費	財源内訳				備考	補助対象基本額	補助率
			国県支出金	起債	その他	一般財源			
簡易水道会計	導水管敷設工事	13,650			13,650		上大納地区導水管移設(黒谷)		
観光会計	和泉村公園施設管理公社運営資金預託金	80,000			80,000				
	スキー場ゲレンデ造成事業	26,776		26,000		776	第1リフト終点付近ゲレンデ造成		

第二次総合計画基本構想を答申 和泉村振興計画審議会

基本理念決定!!

「自然と愛とエネルギー、 九頭竜源流の郷」

水生み、和泉、人うるおい

和泉村第三次総合計画は、今年度（平成十三年度）より十年間の長期構想を立てるものであります。

これは、昨年より策定委員会のもと、村内意見としてアンケートの実施、若者中心の計画策定むらづくり研究会、役場内ワーキンググループによる協議を重ね、まとめ上げたものを最終段階の和泉村振興計画審議会に、村長名で諮問し審議をいただきました。

これまでの観光中心の村造りから、現在求められているライフスタイルをもとに、九頭竜川の源流に暮らすものとしての価値観を持ち、地域らしい経済的豊かさを附加して「住んでよし、訪ねてよし」の和泉村を目指すことが確認されました。

この基本をもとに、村の将来規模は人口で、過疎に歯止めを掛けた上、微増の八百五十人を見込みました。

その上これまでの誘客だけでなく、再訪制の向上、滞在日数の増加に力を入れ、リピーターの増加を促進し、地域社会のつながりを重視することを図りました。

村の持つ森林は、公益

的機能を持つことを再認識し、管理を進めるとともに、居住区は原風景を思われる山村風景の形成を図り、定住環境整備を整えることとしました。

またこうした自然は、これから村の基本財源として活用するため、水資源税、森林交付税の早期実現を謳いました。

その上でこの地域ならではのクリーンエネルギーの活用、実施を上げ、地域としての責任、社会的意義の確率を図りました。

この計画は今後、戦略プロジェクトを中心に基本計画を立て、実施に移されていきます。

は村長に答申され、三月定例議会において、議決されました。



和泉村放課後 ミニ児童クラブ



三月五日より、和泉村放課後ミニ児童クラブが始まりました。これは、昼間保護者のいない小学生等を対象に遊びの場を提供する事業で、福祉センターの二階で行っています。

三月は、三名の登録児童がセンターへ通い、指導員が見守る中、宿題をした後、工作や絵を描いたり、体育館でスポーツをしたりして過ごしました。

参加者は、四十代、五十代の方々が多く、初めてパソコンに触れる方が大半をしました。初日は「スイッチ・オン！」というテーマで、電源の入れ方や、画面に出てくるいろいろなマーク等の説明を受けたり、マウスの操作を習いました。全く初めて、パソコンというものに触れた方も最終日の六日目には、キーボードやマウスを使って、文章を打ち込めるようになり、自分の打った文章を印刷したり、フロッピーに登録をしていました。

また、文章を、メール機能を使ってとなりのパソコンへ送信するなど、時間が少々足りないくらい、楽しみながら受講を終えました。

国では、昨年十一月にIT戦略会議が発表した「IT基本戦略」に続き、今年一月六日には「IT基本法」が施行され、全国でIT社会への取り組みが本格化しています。

和泉村でも和泉中学校のパソコン室を借りて二月から三月にかけて、IT講習会が六日間、各テーマを目標に行われました。

参加者は、四十代、五十代の方々

IT 定員いっぱい



ITってなんだろう?

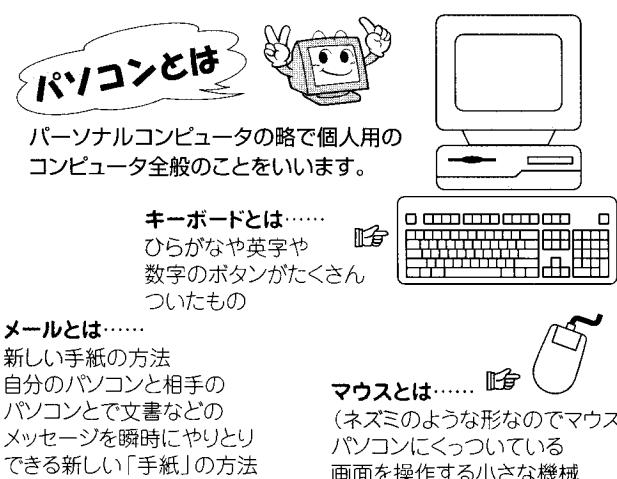
最近、テレビや新聞で「IT」という言葉をよく見かけます。でも言葉は知っているけれど、本当の意味がよく分からぬという人も多いのではないか?

ITとはインフォメーション・テクノロジー (Information Technology) の頭文字を取った言葉です。インフォメーションは日本語で「情報」、テクノロジーは「技術」。ITは「情報技術」を表す言葉ということになります。

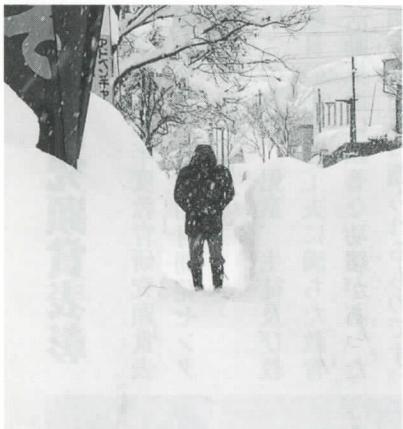
現代の社会では、新聞、テレビ、雑誌などから政治、経済、スポーツ、事件など国内外で起きているいろんな事が伝えられています。このような「人に伝えられる様々な事柄」が情報です。

技術とは、最新の科学の力を使ったり、長年、訓練することなどで得た問題解決方法です。

情報技術とは、人から人に情報を伝える手段を言います。情報を広げるためには、情報を持ち合ったり、伝えたり、記憶するという機能が必要です。パソコンや携帯電話には情報書き留めたり、記憶する機能があります。通信ネットワークはそれらの情報を伝送する役割を果たします。この二つの技術が急速に広がり、私たちの生活にも様々な影響を見せてています。



ITが発展し、普及することで、利用者はいつでも、どんな遠くからでも欲しい情報を入手できるようになります。こうした変化が消費生活、企業経営、産業全体に大きな影響を及ぼすようになっています。



158号沿いの歩道



JR越美北線の線路を除雪するラッセル車

56豪雪以来の大雪

一月十二日夕方から徐々に強い寒気が近づき、十五日朝には、二メートルに達する大雪となりました。福井地方気象台の調べによると、上空約五千二百メートル付近にあるマイナス三十六度以下の寒気が和泉村にも居座り弱い季節風のため、まともに雪を降らせたという事です。

降雪は十三日の八十センチをはじめ、十四日の七十五センチ、十五日の八十センチと降り続き、この日までの積雪は二百センチまでになりました。このため、和泉村雪害対策室を十五日に設置、十七日には和泉村雪害対策本部を設置しました。

この間、大雪の影響でJR越美北線、村営バスの運休や大幅なダイヤの遅れもありました。また一月二十

日の夕方、国道百五十八号線の大野市→和泉村間、和泉村→白鳥町間ににおいて大規模な表層なだれが発生しました。

和泉中学校、朝日小学校においても、一月に一日、二月に一日のそれぞれの寒冷休暇を一月の十六日、十七日に急ぎよ変更しました。

一月に車道の除雪にあたった日数は十八日で、出動した台数は延べ百四十四台にものぼりましたが、ようやく二月五日には和泉村雪害対策本部を廃止する事ができました。この二十日の間、大きな事故、災害もなく無事であったのは、村民の皆様のご協力の賜ものであると感謝とお礼を申し上げます。

上大納地区はさらに大雪でした
旧大納小学校体育館前

信号から中瀬にかけて

岩倉千ビッ子に 雪のプレゼント

2月28日、岩倉市東部保育園の子供達に雪をプレゼントしました。当日は雨となり、あいにくの天候でしたが、大きなトラック二台に載せられた、たくさん雪を見た子供達は大喜びでした。1・2歳の小さな子でも「ユキ・ユキ」と見上げたり、濡れるのも構わず雪山に登って遊んでいました。



手打ちそば交流会

岩倉市そば愛好者と共に味わう

3月3日、社会福祉センターで、岩倉市民の交流活動サークル「いわくら塾」の中のそば愛好者と村民の方々が岩倉名物である五条川そば（おろしそば）作りをしました。

岩倉市から約30名、和泉村からも約30名の参加でたいへんにぎやかな交流会となりました。

和泉村の畠で育ったそばの実を原料としたそば粉、小麦粉などを水と合わせて生地が手につかなくなるまで良く練り、滑らかで腰のある麺に仕上げました。また、まいたけエキスの入っただし汁に麺をつけて皆でおいしく召し上がりました。

岩倉市の皆さんからは「そば打ちのコツ」を、和泉村からは「畠作のコツ」をお互いに交換しあい、交流をいっそう深めました。

吉村 直記（小四）・三嶋 真世（小四）
谷口 真美（小六）・谷 悠佳子（小六）
久保田 美穂（中二）・川勝あゆみ（中二）

三嶋 真央（中二）・木下 結貴（中二）
辻 さゆり（中二）・森尾真名美（中二）
谷口 祐亮（中二）・谷口みさ希（中二）
女子スキー部（和泉中）

○賞 詞
高崎 智裕（小一）・原 望月（小二）

この賞は、児童、生徒及び教職員の創意と工夫に満ちた教育活動推進に顕著な功績があつた個人・団体に贈られるものです。

○優秀選手賞



和泉村と白鳥町の両観光協会で構成する越美観光連絡協議会は、和泉村ふれあい会館で、一月二十六日なれすし・漬物味自慢大会を開催しました。

魚などを発酵させた伝統の越冬料理である、なれすし、漬物のほか、今年は酢の物の部分も加えて行われました。和泉村と白鳥町の主婦ら二十二人が、なれすし二十一点、漬物二十四点、酢の物五点を出品しました。あじめを使った昔から食べなれてきたものから、カンタケなど上手に工夫された力作がたくさん並びました。

和泉村の入賞者は次のとおりです。

◆なれすしの部

最優秀賞

山 本 敏 夫 あじめのなれすし
西 昭 朗 越前カンタケと

最優秀賞

久保田 真由美 キクラゲとウドと
食用菊の酢の物

最優秀賞

アイディア賞
下 出 治 子 大根の酢の物

なれすし・ 漬物自慢大会

越美観光連絡協議会



県民と行政の パイプ役

広く県民の声を県政に反映させるため、県民と県政の「パイプ役」として次の方が委嘱されました。

行政相談員

末永 喜美代（川合）

県政公聴員

末永 秀一（川合）

吉岡 恵子（上大納）

県政青年フォーラム推進員

桜川 春徳（川合）

嶋田 あゆみ（貝皿）

区長・班長名簿

地区名	氏名	地区名	氏名	地区名	氏名
朝日前坂	原 美津江	4班	木嶋 則幸	池ヶ島	林 久雄
角野前坂	平瀬 隆行	5班	清家ひろみ	岡畑	西 紀和
後野	三嶋健太郎	6班	高崎とよ子	下大納	山内登子雄
貝皿	嶋田 博	7班	中内 俊雄	上大納	谷口 新作
ぶなの木台	川口 雄勝	8班	明石やゑ子	1班	登 かず子
川合	古川 渉	9班	大谷 明	2班	辻 善範
朝日	新屋喜久男	板倉	三村 登治	3班	横地 市春
1班	山本 富造	角野	田中 彰治	中竜	山崎 宣夫
2班	山本サチヨ	下山	清水 一英		
3班	田中 和忠	坂無	山口 豊成		

教育委員会 教育委員長 教育長選任される

教育委員会では定例教育委員会を開いて、任期満了となつた次の方々を再任しました。

三嶋健太郎（後野）

中内 智利（朝日）

洞口 幸夫（貝皿）

委員長には、三嶋健太郎氏。任期は、平成十三年四月三日から平成十七年四月二日までの四年間。任期中の谷口新作氏（上大納）と林昭明氏（下山）の二人を加えた五人による互選で、教育長には洞口幸夫氏を再任しました。

教職員異動

指導主事 青木 俊文（和泉中）

校長 朝日小 [転出]

校長 松村 秀彦（富田小）
教諭 水野 恭子（一乗小）
事務職 金森久仁江（平泉寺小）

三月二十八日付で警察官の人事異動があり、和泉警察官駐在所は次のとおりとなりました。
転出 警部補 御堂河内 季裕
転入 警部補 大下 敏彦

第七代目の九頭竜湖観光駅長（紅葉メイト）に、下山地区的谷さんは、今回がはじめてとなりました。和泉村で生まれて、和泉村で育った谷さんは、これから観光PRや、出向宣伝への活躍が大いに期待されます。

第7代 九頭竜湖観光駅長

谷 知美さん就任



観光駅長から村民の皆様に
メッセージ

7代目観光駅長の谷知美です。これから一年間和泉村の観光PR、越美北線の誘客に勤めていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。



あたらしいおまわりさん

講師 論諭 頭教諭 教諭 養護教諭 校長 和泉中 [転入]
和泉中 黒瀬 竹田 濱野 佳子（新採用）
和泉中 小野田嘉子（和泉中）
和泉中 古川 和江（上庄中）
和泉中 稲葉 弘（中央中）
和泉中 沢理（河野中）
北川恵美子（新採用）
指導主任 川田 信行（有終西小）

大野地区消防署和泉分遣所
職員異動

四月一日付で和泉分遣所職員の一部移動がありました。
転入 多田和明・阪上明宏
転出 猪野則夫・後川昌晃

上半原の名称小学生が命名

蝶の湖

上半原の九頭竜湖水質対策ダム（副ダム）の名称が、「蝶の湖」に決まりました。

このダムは国土交通省奥越ダム管理事務所が管理するもので、愛称の募集を村民の皆さんや中学校生徒、小学校高学年などを対象に行いました。

その結果、小学校5年の井南知佳さんの作品が選ばれ優秀賞に輝きました。



3月28日ダムにて除幕式



ピカピカの一年生

四月六日、朝日小学
校で入学式が行われま
した。

今年入学されたのは
七名の皆さんで、新し
いランドセル
を背負って、
全員が元気に
校門をくぐり
ました。

ご入学

おめでとう
ございます

善行青少年表彰

二月二十八日大野市有終
会館において善行青少年の
表彰式が行われました。和
泉村からは、中学校二年の
谷悠佳子さんが「バス停
の掃除を進んで行ってい
る。」ということで、また、
小学校四年の畠口千夏さん
が「気持ちのよい挨拶で村
外の方にさわやかな印象を
残した。」ということでそ
れぞれ表彰されました。



紙すき体験

2月21日、小学校4年の児童らは、総合学習の一貫として紙すき体験学習を行いました。まず学校で児童達だけで紙を作りました。

牛乳パックを水といっしょにミキサーで解かし、のりを混ぜ、紙に仕上げました。その後、中央公民館で、講師の新屋芳江さんの指導のもと、楮（こうぞ）という名の木を原料にした本格的な紙すきで紙を作りました。

牛乳パックを使ったちょっとデコボコの紙と、後に作った伝統文化の紙を比べてあまりの違いに、児童達はおどろいていました。



生活発表会

三月二日、生活発表
会が行われました。生
活発表会は、一年間、
子供達が成長した姿を
歌や劇、運動を通して
保護者らの前で発表す
るもので。子供達は
この日のために、何日
も日を重ねて、練習や
リハーサルをしてきま
した。

大人でもむずかしい
一輪車を乗りこなしたり、セリフの多い劇など披露し、お父さん
お母さん達をびっくりさせました。



中学

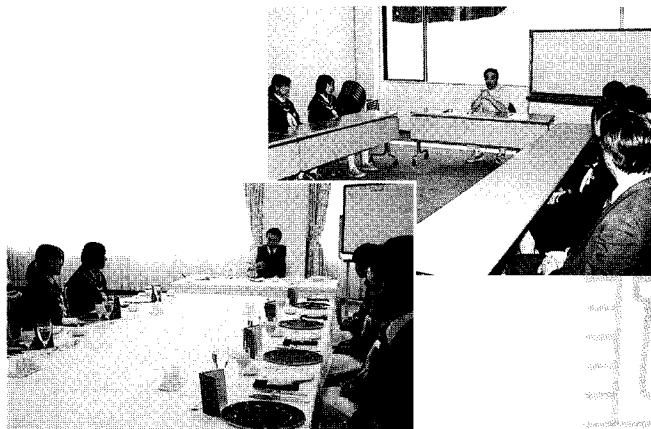
卒業生 マナーを学ぶ

お茶

三月八日、山村開発センターにおいて、尾花和歌枝さんを講師に招き、献茶講習会が行われました。

畳に座り、ふすまを開け、畳のへりをふまないように歩きました。普段とは少々違う歩き方に、ちょっとと緊張しながらゆっくりと歩きました。

お茶がまの前に座り、かまの良さを見たり、お茶わんの前に方向を転換して、じっくりとながめた後、お茶をいただきました。

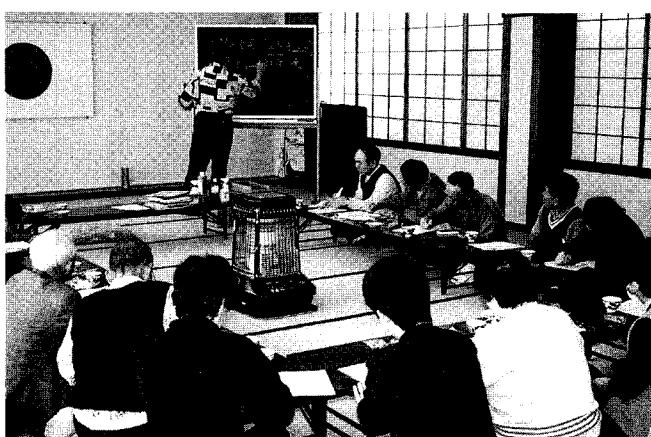


三月十二日、フレアール和泉において、テーブルマナー講習会が行われました。はじめに、進路講演会があり、将来の生活設計や進路設計のお話を聞きました。その後、マナードの先生を迎えて、ナイフやフォークの使い方を学びました。

テーブルマナー

三月十四日、上大納公民館で大野市の神谷啓一郎氏を講師に招き、「生ゴミリサイクル」というテーマでEM菌講座を開きました。

EM菌は生ゴミに入れて密封しておくと肥料になり、それを使って畑の作物を作ると無農薬の食物ができます。



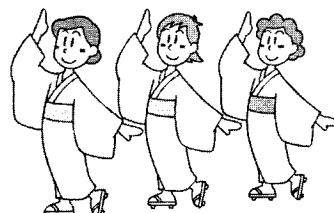
**EM
菌講座**

穴馬おどり音頭とり 後継者をつくろう

1月25日、中央公民館において、穴馬おどり音頭の練習会が行われました。現在穴馬おどりの音頭をとっている人は、70歳以上の方がほとんどで、数人しかおりません。

このままでは踊りの音頭をとる生の声がすたれてしまうということで、穴馬民謡保存会の洞口賢明さん、西昭朗さんが指導者となり、後継者をつくろうと1月から3月にかけて6回音頭の練習会を開きました。

男女問わず10名弱の方々が参加され、今後の活動に期待されます。



IZUMI

第三十八回福井県中学校総合競技大会スキー競技

一月十八日・十九日に第三十八回福井県中学校総合競技大会スキー競技が、九頭竜スキー場で行われました。入賞者は次のとおりです。

アルペンの部 ジャイアントスラローム

男子 三位 谷 口 祐亮

女子 一位 川 勝 あゆみ

女子 三位 川 勝 あゆみ

クロスカントリーの部 フリー

女子 一位 久保田 美穂

女子 二位 森 尾 真名美

女子 三位 木 下 結貴

クラシカル
女子 二位 森 尾 真名美

女子 一位 和 泉 中 学 校

また、入賞された方々を含む和泉中学校の一行は次の大会にもそれぞれ出場し、活躍されました。

二月六日～八日

第三十八回全国中学校スキー大会（北海道）

七名出場

二月二十六日・二十七日

第三十三回東海北陸中学生スキー大会（富山）

十名出場

第24回村民スキー大会成績

アルペンの部

	1位	2位	3位
小 学 生 男 子 1 部	谷 健 吾	川 勝 一 樹	谷 俊 哉
小 学 生 男 子 2 部	末 永 聰 史	谷 直 人	辻 亮 多
小 学 生 男 子 3 部	巣 守 将 太	今 田 龍 太	吉 村 英 之
小 学 生 女 子 1 部	池 田 い ズ ミ	原 望 月	藤 田 実 紗
小 学 生 女 子 2 部	三 嶋 真 世	原 菜 月	巣 守 紗 希
小 学 生 女 子 3 部	谷 口 真 美	谷 悠 佳 子	末 永 千 審
中 学 生 男 子	山 村 直 己		
中 学 生 女 子	谷 口 み さ 希		
一 般 男 子 2 部	谷 口 久 和	佐 々 木 誠 治	中 村 啓 一
フ ア ミ リ ー 1 部	谷 俊 哉	中 村 祥 子	
フ ア ミ リ ー 2 部	谷 信 弘	中 村 啓 一	
フ ア ミ リ ー 3 部	三 嶋 真 政		
	嶋 嶋 昭		
	谷 口 真 久		
	谷 口 美 和		



クロスカントリーの部

	1位	2位	3位
小 学 生 男 子 1 部	谷 健 吾	川 勝 一 樹	西 雅 人
小 学 生 男 子 2 部	末 永 聰 史	吉 村 直 記	谷 直 人
小 学 生 男 子 3 部	巣 守 将 太	吉 村 英 之	今 田 龍 太
小 学 生 女 子 1 部	池 田 い ズ ミ	原 望 月	道 岸 沙 和
小 学 生 女 子 2 部	三 嶋 真 世	原 菜 月	畠 口 千 夏
小 学 生 女 子 3 部	谷 口 真 美	清 藤 聖 子	末 永 千 審
中 学 生 男 子	番 屋 修 平	表 泰 一	井 戸 哲 也
中 学 生 女 子	辻 さ ゆ り	表 優 子	井 南 明 恵
一 般 男 子	佐 々 木 誠 治	中 村 啓 一	
フ ア ミ リ ー 1 部	中 村 祥 子		
	中 村 啓 一		



SPORTS

第五十三回県民体育大会 冬季大会・スキー競技

二月十七日、十八日第五十三回県民体育大会冬季大会スキー競技が九頭竜スキー場で行われました。入賞者は次のとおりです。

アルペン・スラローム

中学女子

- 一位 三嶋 真央
- 二位 谷 口 みさ希
- 三位 山 村 直己
- 四位 谷 喜美江
- 五位 新 井 大志

アルペン・ジャイアントスラローム

中学女子

- 一位 川 勝 あゆみ
- 二位 和 泉 中 学 校 表 番
- 三位 藤 戸 屋 修 泰
- 四位 祐 哲 幸
- 五位 池 田 誠 一

クロスカントリー・リレー

中学男子

- 一位 加 井 畑 表 番
- 二位 藤 戸 屋 修 泰
- 三位 祐 哲 幸
- 四位 樹 也 平 一
- 五位 和 泉 中 学 校 表 番

クラシカル

35歳未満男子

中学女子

- 一位 木 下 結 貴
- 二位 森 尾 真 名 美
- 三位 辻 美 穂
- 四位 久保田 真 名 美
- 五位 仲 正 千賀子

一般男子

- 一位 加 吉 新 末 和 泉
- 二位 藤 本 井 永 泉
- 三位 和 正 大 勝
- 四位 德 和 志 士 村
- 五位 加 吉 新 末 和 泉

152人参加

第7回 IZUMI クロスカントリー大会

第7回IZUMIクロスカントリー大会が3月11日、IZUMIクロスカントリースキー場で開かれ、小学生から一般まで14部門に分かれて、実力を競いました。

小学生低学年の部	2位 道 岸 沙 和
小学生女子3・4年生の部	2位 三 嶋 真 世
	3位 原 菜 月
	4位 畑 口 夏
小学生男子3・4年生の部	3位 吉 村 直 記
	4位 末 永 聰 史
ビギナー女子の部	1位 谷 喜 美 江
小学生男子6年生の部	3位 巢 守 将 太
中学生女子の部	4位 木 下 貴
	5位 久保田 穂
	6位 森 尾 美

第22回 九頭竜選手権 入賞者一覧

3月4日第22回九頭竜選手権大会が、九頭竜スキー場で行われました。この日は、朝から雨や雪が降り、たいへん荒れた天候となりましたが、村内の小学生、中学生らをはじめ、村外からもたくさんの参加者があり、タイムを競っていました。

小学生男子の部	3位 巢 守 将 太
小学生女子の部	1位 谷 悠 佳 子
	2位 谷 口 真 美
	3位 末 永 千 寅
中・高生女子の部	1位 宮 下 紀 美
	2位 川 谷 あ ゆ み
中学男子の部	2位 谷 口 祐 亮
	3位 山 村 直 己

国保だより

健康教室を開催

食事と運動療法で
健康を維持しよう

冬季成人学級の健康教室が、三月に村内の四地区の公民館でそれぞれ開催されました。

教室には、診療所の五十嵐先生を講師に迎え「コレステロール」をテーマとして、具体的な数値を取り入れて説明が行われ、コレステロールが多くなると動脈硬化を引き起こし心臓病や脳梗塞、心筋梗塞の原因と



なるなどの話が行われました。
さらに、高脂血症（血中の脂肪が多い状態）を予防するには、食事と運動に注意が必要であるため、各地区の食生活改善推進員がコレステロールを上げ下げする食品を紹介し、調理の工夫等の指導を行いました。

生活習慣病予防とウォーキング

がん、心臓病、脳卒中などの生活習慣病は、食生活、運動習慣、休養などの生活習慣のひずみが発病に大きく関わっています。この中でおろそかになりがちなのが運動習慣です。健康づくりのために、日頃から「散歩」や、「早く歩く」、「乗りものやエレベーターを使わずに歩くようにする」など意識して体を動かすようにしましょう。

ウォーキングによる健康効果

- ①生活習慣病を予防します。
- ②血液の循環がよくなります。
- ③筋肉の衰えを防ぎ、体力を強化します。
- ④骨の老化を予防します。
- ⑤ストレスを解消します。
- ⑥からだに抵抗力をつけます。

油断できない脳卒中

脳卒中は死亡者数こそ減少してきていますが、患者数は増加しています。脳卒中は痴呆や寝たきりを誘発する最大原因です。

ウォーキングが習慣化できれば、血行がよくなり、脳卒中の誘因になる高血圧を防ぎます。

こんなときは必ず14日以内に届け出を！

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保にはいるとき	他の市区町村から転入してきたとき	印かん、他の市区町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	印かん、職場の健康保険をやめた証明書
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	印かん、被扶養者になれない理由の証明書
	子どもが生まれたとき	印かん、保険証、母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	印かん、保護廃止決定通知書
	外国人がはいるとき	外国人登録証明書
国保をやめるとき	他の市区町村へ転出するとき	印かん、保険証
	職場の健康保険にはいったとき	印かん、国保と職場の健康保険の両方の保険証（後者が未交付のときは加入したことを証明するもの）
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	印かん、保険証、死亡を証明するもの
	国保の被保険者が死亡したとき	印かん、保険証、保護開始決定通知書
	生活保護を受けるようになったとき	印かん、保険証、保険証、年金証書
	外国人がやめるとき	保険証、外国人登録証明書
その他	退職者医療制度の対象になったとき	印かん、保険証、年金証書
	同じ市区町村内で住所が変わったとき	印かん、保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯を分けたり、いっしょにしたとき	
	出かせぎや、長期の旅行に行くとき	
	修学のため、別に住所を定めるとき	印かん、保険証、在学証明書
	保険証をなくしたとき（あるいは汚れて使えなくなったとき）	印かん、本人であることを証明するもの（使えなくなった保険証など）



老人保健のてびき

70歳（一定の障害がある方は65歳）以上の方は、「老人保健」で医療を受けることになります。

70歳の誕生日の翌月から適用となります。月の初日（一日）が誕生日の場合は、その月から開始されます。

お医者さんにかかるときは、

①医療保険の保険証（被保険者証）

②健康手帳

③医療需給者証（白色）

の3つを忘れずに病院の受付に提出して下さい。また、月の初めには必ず、医療保険の保険証を提示して下さい。

次のような場合、いったん全額自己負担しても、役場へ申請して認定されれば、老人保健法で決められた基準額について、あとから支給を受けられます。

①やむを得ない事情で保険証を持たず診療を受けたとき

②手術などで輸血に用いた生血代やコルセットなどの補装具代

③骨折等で保険診療を取り扱っていない柔道整腹師の施術を受けたとき

④医師が認めた、はり、灸、マッサージの施術を受けたとき

⑤海外渡航中に診療を受けたとき

⑥重病人の入院、転院などの移送に車代がかかっただ場合（医師の指示があり、村の承認が得られた場合のみ適用されます）

歯の治療は、特別な材料を希望しない限り、老人保健でかかることができます。治療を受ける前に老人保健が使えるかどうか医師にしっかり確認しましょう。老人保健だけで治療を受けたいときは、その旨を伝えましょう。

交通事故にあったときなど、第三者の行為によってケガをした場合でも、役場へ届け出ることで老人保健で治療を受けることができます。この場合、老人保健が医療費を一時立て替え、あとで加害者に費用を請求することになります。役場への届け出の仕方は次のとおりです。

①すみやかに警察に届け出て「事故証明書」をもらいます。

②次に役場窓口で「第「三」者行為による傷病届」に「事故証明書」を添えて提出します。

特に注意をしていただきたいのは、示談をされる時です。加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまうと老人保健が使えなくなることがあります。示談の前に必ず役場窓口にご相談下さい。

以上、おおまかに老人保健制度をご案内しましたが、人口の高齢化によって、老人医療費は年々増加するばかりです。医療費の増加は、保険税の値上げなどを招き、結局私たち自身の負担となってしまうのが現状です。次のことについて、医療費を有効に使いましょう。

上手なお医者さんのかかり方

①お医者さんの掛け持ちはやめましょう。

②時間外、休日受診はなるべく避けましょう。

③薬をたくさん欲しがるのはやめましょう。

④家庭医を持ちましょう。

⑤お医者さんを信頼し、指示を守りましょう。

⑥定期的に健康診断を受け、病気の早期発見、早期治療を心がけましょう。

また、適度な運動を習慣づけ、日頃から体力づくりに気を付けましょう。

老人保健の届け出一覧

こ ん な と き	届け出に必要なもの	いつまでに
70歳になったとき	保険証	14日以内に
一定の障害（「寝たきり」など）のある人が65歳になったとき、または65歳を過ぎて一定の障害のある状態になったとき	国民年金証書・身体障害者手帳・医師の診断書のいずれかの書類、保険証	すみやかに
他の市区町村へ転出するとき	健康手帳・医療受給者証	すみやかに
他の市区町村から転入してきたとき	保険証	転入後14日以内に
同じ市区町村の区域内で住所が変わったとき	健康手帳・医療受給者証、保険証	14日以内に
加入している医療保険が変わったとき	健康手帳・医療受給者証、新しい保険証	14日以内に
生活保護を受けるようになったり、医療保険の資格を失ったとき	健康手帳・医療受給者証、保険証	すみやかに
死亡したとき	死亡した人の健康手帳・医療受給者証	14日以内に

くわしくは役場住民課へお問い合わせください。

乳幼児医療費無料化の 対象が拡大します

平成十三年四月診療分から、乳幼児医療費無料化の対象が今までの三歳未満児から、新たに第三子以上がいる世帯の満三歳から小学校就学前（満六歳に達する日の最初の三月三十日までにある者）の児童に拡大されます。

	改 正 前	改 正 後
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> 和泉村に住所を有する年齢満3歳以下の者 	<ul style="list-style-type: none"> 和泉村に住所を有する年齢満3歳以下の者 (3子以上がいる世帯)満3歳から小学校就学前(6歳到達後最初の年度末)

※ご不明の点など詳しくは、役場住民課にお問い合わせください。

児童手当所得制限限度額表（案）

扶養親族等の数	平成12年度				平成13年度（案）			
	児童手当		特例給付		児童手当		特例給付	
	所得額	収入額	所得額	収入額	所得額	収入額	所得額	収入額
0人	170.0	280.0	361.0	528.8	301.0	453.8	460.0	652.5
1人	208.0	334.3	399.0	576.3	339.0	501.3	498.0	695.6
2人	246.0	385.0	437.0	623.8	377.0	548.8	536.0	737.8
3人	284.0	432.5	475.0	670.0	415.0	596.3	574.0	780.0
4人	322.0	480.0	513.0	712.2	453.0	643.8	612.0	822.2
5人	360.0	527.5	551.0	754.4	491.0	687.8	650.0	864.4

（注1）収入額は、所得額に給与所得控除額相当分を加算した額。

（実際の適用は、所得額で行い、収入額は用いない。）

（注2）扶養親族等の数は、税法上の控除対象配偶者及び扶養親族の数をいう。

平成十三年六月一日から、児童手当の所得制限限度額が緩和されます。

児童手当の 所得制限限度額が 緩和されます



●児童手当の支給を受けるには？

- ☆児童手当は、養育者からの申請がないと支給されません。役場住民課（公務員の方は勤務先）へ申請書を提出してください。

●いつごろ手続きすればいいの？ 新規に請求する方

児童手当は認定の請求をした日の属する月の翌月から支給するものであり、所得制限限度額の緩和により新たに受給することができる者は、平成十三年五月中に認定請求書を提出してください。

（注意）
請求受付期間の経過措置は設けられていないので早めに提出してください。
現況届を六月三十日までに提出してください。

●児童手当を現在受けている方

※認定請求等に必要な添付書類等及び所得制限限度額など、ご不明の点など詳しくは役場住民課にお問い合わせください。

児童扶養手当のあらまし

児童扶養手当は、父と生計をとも

にしていない児童の母、あるいは母

に代わってその児童を養育している

方に対し、児童の健やかな成長を願

つて支給される手当です。父がいて

も極めて重度の障害にある場合も支

給されます。

（手当が受けることができる人）

次の①～⑦の条件にあてはまる十
八歳に達する日以降の最初の三月三
十一日までの間にある児童を監護し
ている母親や母に代わってその児童
を養育している人です。

なお、児童が法で定める程度の障
害を有する場合は、二十歳未満まで
手当を受けることができます。

いずれの場合も、国籍は問いません。

- ①父母が離婚した後、父と別れて
生活している児童
- ②父が死亡した児童
- ③父が重度の障害にある児童
- ④一年以上にわたり、父から遺棄
されている児童
- ⑤一年以上にわたり、父が法令に

より拘禁されている児童

⑥父が生死不明の児童

⑦婚姻によらないで生まれた児童

（父の認知を受けている児童を

含む）

ケースによっては、手当が支給され

ない場合がありますので、くわしく

は、役場住民課におたずねください。

（手当を受ける手続）

手当を受けるには、住所
地の役場の担当窓口で次の
書類を添えて、請求の手続
きをし、県知事の認定を受
けることにより支給されま
す。

- ①請求者と対象児童の戸
籍謄（抄）本
- ②請求者と対象児童が含
まれる世帯全員の住民
票の写し
- ③その他必要書類
(認定請求の理由によ
り添付書類が異なりま
す。)

【所得制限限度額表】

(平成12年8月～13年7月分)

単位：円

扶養親族 の数	平成11年分所得		
	母または養育者		孤児等の養育者 配偶者 扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0	458,000	1,540,000	2,360,000
1	904,000	1,920,000	2,740,000
2	1,326,000	2,300,000	3,120,000
3	1,748,000	2,680,000	3,500,000
4	2,170,000	3,060,000	3,880,000
5	2,590,000	3,440,000	4,260,000
	以下1人増すごとに 422,000円加算	以下1人増すごとに 380,000円加算	以下1人増すごとに 380,000円加算

扶養家族とは、所得税法で定める控除対象配偶者
および扶養親族のことです。

※この所得制限限度額は、変更されることがあります。

【児童扶養手当の月額】

なお、手当額は毎年4月に物価スライド制により改定されることもあります。

児童数	全額支給	一部支給
1人	42,370円	28,350円
2人	47,370円	33,350円
3人	50,370円	36,350円
備考	以降1人増すごとに3,000円加算	

（手当の月額・支払方法）

手当の額は、請求者または配偶者
および扶養義務者（同居している請

求者の父母兄弟姉妹など）の前年の
所得と、児童の人数で決定されます。

手当の支払いは、県知事の認定を
受けると、請求をされた月の翌月分

から支給されます。四月・八月・十
月の年三回、四ヶ月分の手当額が
請求者の指定した金融機関の口座に

振り込まれます。

二月の年三回、四ヶ月分の手当額が
請求者の指定した金融機関の口座に

振り込まれます。

二月の年三回、四ヶ月分の手当額が
請求者の指定した金融機関の口座に

振り込まれます。

（所得による支給の制限）

請求者及び同居している配偶者
や扶養義務者の所得が、制令で定め
る額以上（別表）の場合には、一部
支給停止または全部支給停止となり
ます。

以上、児童扶養手当のあらましで
ますが、くわしいお問い合わせは、役
場住民課窓口までご連絡ください。

国民年金 広報のまど

こんなにお得です!『前納制度』をご利用ください

国民年金には、保険料をあらかじめまとめて納めることができる『前納』という制度があります。

この前納制度を利用すると、毎月の保険料を納める手間が省け、納め忘れもなくなるうえに、保険料の額が年4%割り引かれるのでとてもお得です。

平成13年4月から平成14年3月までの一年分または6ヶ月分の保険料を前納する場合、次の表のように割り引かれます。

★平成13年度の保険料を1年分前納した場合

	毎月納付	前納すると	割引額
定額	159,600円	156,770円	2,830円
付加	4,800円	4,710円	90円

★平成13年度の保険料を6ヶ月分前納した場合

	毎月納付	前納すると	割引額
定額	79,800円	79,150円	650円
付加	2,400円	2,380円	20円

なお、前納は、**平成13年4月27日**までに納めていただくことになっています。

「もしも」のときの その備え『学生納付特例制度』

現在、日本に住んでいる20歳から59歳までのすべての方は、国民年金に加入し、保険料を納めなければなりませんが、高等学校、高等専門学校、大学、大学院、短大、専修学校、各種学校（それぞれの夜間、通信教育の課程を除く。）等の方々については、本人の前年の所得が68万円以下の場合、申請をして承認を受ければ、在学中の保険料を卒業してから後払い（追納）できる制度があります。

◎申請のあった月の前月からその年度の3月まで承認され、毎年申請が必要です。

◎学生納付特例期間中に障害や死亡となった場合、満額の障害基礎年金や遺族年金が保障されます。ただし、老齢基礎年金の受給資格要件には算入されますが、老齢基礎の年金額には反映されません。そこで、10年間は保険料を追納

1.犬の登録関係事務が市町村事務となりました。

狂犬病予防法が改正され、平成12年度から、犬の登録関係の事務が市町村の事務となりましたのでお知らせします。

なお、犬に関する苦情や飼養相談については、従来通り、最寄りの保健所相談窓口へご連絡下さい。

2.動物の愛護等を強化する法改正がありました。

「動物の保護及び管理に関する法律」が26年ぶりに改正され、平成12年12月から施行されることになりましたのでお知らせします。

なお、主な改正点は次のとおりです。

①法の名称が保護から**愛護**に改正されました。

「動物の愛護及び管理に関する法律」

●問合せ先

日本赤十字社福井県支部
☎ 0776-13640

日本赤十字の活動は、国民の皆様から寄せられた社費と自ら参加するボランティア活動によって支えられています。主に国際活動、災害救護活動、血液事業、救急法、家庭看護法の講習、社会福祉事業などの活動が行われ、国内外はもとより、世界各国の幸福と平和に寄与することを目的としています。この活動の拡充を図っていくためにして加入し、支援くださるようお願いします。

することができ、この追納された分の保険料が老齢基礎年金の額に反映されます。

◎手続きに必要なもの

- ①在学証明書または学生証の写
- ②源泉徴収票または確定申告書の提示
- ③持っている年金手帳の提示

申し込み、お問い合わせは役場住民課にご相談ください。

②飼い主の責任が強化されました。

- ③動物取扱業に関する規制等が導入されました。
- ④罰則の大幅な強化と対象動物が拡大されました。
- ⑤適正飼養と愛護の普及啓発の推進を図るための規定が整備されました。

飼主として責任ある飼い方をしましょう!

- 1.生涯、愛情をもって飼いましょう。
- 2.放し飼いはやめましょう。
- 3.糞の後始末はしっかりやりましょう。
- 4.繁殖制限も考えましょう。
- 5.登録は生涯1回、狂犬病予防注射は毎年1回実施しましょう。

お知らせ

和泉村生ごみ処理機補助金制度のご案内

今年度も「ごみ減量化、リサイクル日本一」の推進を図るため、生ごみ対策事業を県と和泉村で実施し、生ごみ処理機の普及を推進します。

補助内容は、右表のとおりです。

詳しくは、役場住民課までお問い合わせください。

申請方法	申請書が役場住民課にありますので、購入の際の領収書の原本と、保証書（購入店の印のあるもの）のコピーを添付して、申請して下さい。
補 助 額	購入価格の3分の2。ただし、4万円を上限とします。一世帯1台までです。
対象機種	機種は特に限定しませんが、家庭用生ごみ処理機のみとします。

図1 対象となる家電製品

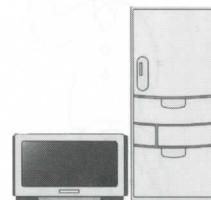
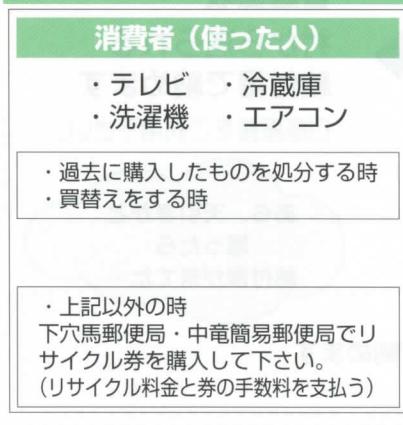
対象となるもの		対象とならないもの	
テレビ	ブラウン管式テレビ	液晶テレビ、テレビ台	パソコン用モニター
冷蔵庫	冷蔵庫 冷凍冷蔵庫	冷凍専用庫 業務用冷凍冷蔵庫	
洗濯機	全自動洗濯機 2槽式洗濯機 ホームランドリー	衣類乾燥機 ホームランドリー置台	
エアコン	ウインド式エアコン セパレート式エアコン 同上室外機	店舗・業務用エアコン 壁埋込型エアコン 同上室外機	

図2 処分料金

	リサイクル料金(税別)	収集運搬料金(税別)
テレビ	2,700円	1,000円から
冷蔵庫	4,600円	4,000円程度
洗濯機	2,400円	
エアコン	3,500円	

※上記の収集運搬料金は、店頭表示されます。
小売店等、収集運搬許可業者にお問い合わせ下さい。

廃家電製品はこのようにして処理されます



新製品として生まれ変わる

『家電リサイクル法』って何？

この家電リサイクル法は、廃棄される家電製品の適正な処理と、そこから生まれる資源の有効な利用を図ることを目的に、製品を作ったメーカーと家電小売店等、消費者がそれぞれの立場で協力しあい、将来の子供たちによりよい自然環境を未来に残すために行われます。

この法は、図1の家電製品4品目を対象に実施され、メーカーはリサイクル義務を、小売店等は引取りとメーカーへの引渡し義務をもちます。また、消費者は図2の処分料金を負担する責任をもっています。

◎この法律の施行により、4月1日からは、上記の廃家電製品は村で処理することができなくなります。

粗大ごみの日に出された廃家電製品は収集できませんので、購入先の小売店等に引取ってもらいましょう。

◎ごみの不法投棄は法律により罰せられます。廃棄物の不法投棄などの情報は、下記までご連絡下さい。

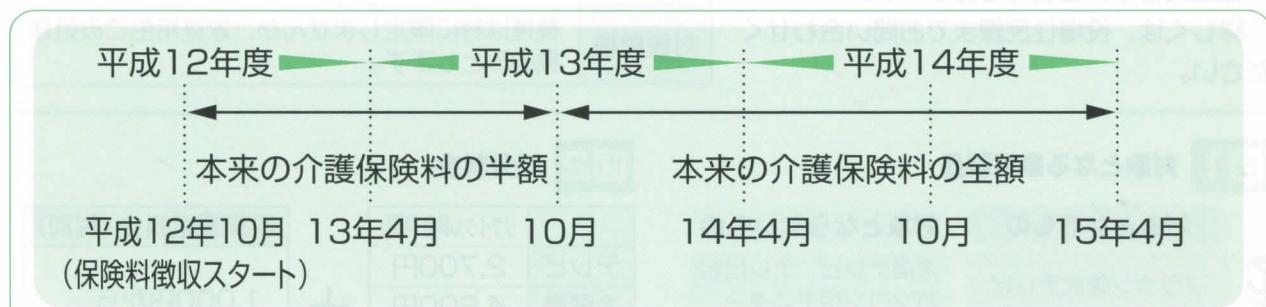
不法投棄110番 ☎0776(20)0584 県廃棄物対策課内

よりよい環境を残すために、ご協力下さい。

65歳以上(第1号被保険者)の保険料

65歳以上の方の保険料は、

平成13年10月からは本来の保険料額となります。



●納め方は、老齢（退職）年金の額によって分かれます。



老齢（退職）年金が年額18万円以上の方

※老齢福祉年金・遺族年金・障害年金について
差し引きの対象とはなりません。

特別徴収

年6回の年金から差し引かれます



老齢（退職）年金が年額18万円未満の方

※老齢（退職）年金を受給していない方または、老齢福祉年金・遺族年金・障害年金を受給している方も含みます。

普通徴収

村から送られる納付書で納めます
口座振替をご利用下さい。

年金が年額18万円以上（年金から差し引き）の方でもこんなときは納付書で納めます。納め忘れのないようにご注意ください。

あら、天引きかと思ったら納付書が来てた…

●年度途中で65歳になる方

→ ●翌年度の9月までは納付書で納めます

●年度途中で他の市町村から転入した方

→ ●保険料が増額になったときは、その分を納付書（普通徴収）で納めます
●保険料が減額になったときは、納付書での徴収に切り替わります

Q. 普通徴収から特別徴収に切り替わる場合はどのような納め方になりますか？

A. 十三年度から特別徴収となる場合でも、九月までは普通徴収で、十月から特別徴収の併徴となります。

Q. 現金払いや口座振替の普通徴収の場合はどうですか？

A. 七月頃、納付書を送ります。なお、四月～六月の間に転出や死亡した場合でもその月の前月分までを納めていただきます。

Q. 今まで年金から天引き特別徴収されていますが、四月からもそのままですか？

A. 四月、六月、八月の年金から天引きされる金額は二月の金額と同額で仮徴収することになります。七月の確定後十日分から本徴収します。

介護保険料



介護

●自立支援金●

居宅サービス利用負担金の一部を助成する制度です。

- なるべく毎月請求書を提出しましょう。
- 3月利用分までは必ず4月中に請求しましょう。

苦情、不満、相談は…

苦情や相談がありましたら、次の機関で受け付けております。

●福井県高齢福祉課

福井市大手3-17-1 ☎(0776) 20-0333

●福井県国民健康保険団体連絡会

福井市西開発4-202-1 ☎(0776) 57-1614

●和泉村役場住民課

☎78-2111

●和泉村社会福祉協議会

居宅介護支援事業者 ☎78-2900

平成十四年 歌会始のお題及び詠進歌

**一 平成十四年歌会始のお題
「春」**

二 詠進歌の詠進要領

- お題を詠み込んだ自作の短歌で一人一首とし、未発表のものに限ります。
- 用紙は、半紙（習字用の半紙）とし、毛筆で自書して下さい。
- 病気又は身体障害のため自筆することができない場合は代筆、ワープロやパソコンなどを使用することができます。これらをした

三 注意事項

- 次の場合は失格となります。
- お題を読み込んでいない場合
- 一人で二首以上詠進した場合
- 詠進歌が既に発表された短歌と同一又は類似している場合など

四 詠進の期間

九月三十日までとし、郵送の場合

五 郵便のあて先

〒100-1811 宮内庁
封筒に「詠進歌」と書き添えて下さい。
詳しくは役場総務課までお問い合わせ下さい。

供託金の口座振り込みをご利用ください

福井地方法務局管内では、供託金の提出方法ができるだけ簡易にするため、供託金の口座振り込みによる提出が、可能となりましたので、ご利用ください。

この方法により、日本銀行代理店までの距離が遠い供託所にあっては供託金の提出手続きの不便が解消され、さらには多額の現金を持ち運ぶことによる危険を回避できることになります。

問い合わせ 福井地方法務局供託課

〒910-8504

福井市春山1丁目1番54号春山合同庁舎

☎ (0776) 22-4192

国の教育ローン (国民生活金融公庫)

入学金や授業料、アパートの敷金、家賃など入学時や在学中に必要となる資金を融資する公的制度として、国民生活金融公庫の「国の教育ローン」があります。融資金額は学生・生徒お一人につき200万円以内、返済期間は10年以内です。

問い合わせ 国民生活金融公庫福井支店

☎ (0776) 33-1755

平成十二年中の 火災・救急・救助概要

平成十二年中における村内の火災発生件数は三件で、その内訳は建物火災二件、車両火災一件でした。

救急出場件数は五十八件で昨年より一件の減少、搬送人員は五十四名で昨年より三名の減少となりました。なお、搬送人員においては県外の方が二十五名で、全体の四十六・三%と最も多く、県内の方が十名で十八・五%、村内の方は十九名で三十五・二%でした。

救助出場件数は一件で、分遣所発足以来過去最高であった昨年より五件の減少となりました。

平成十三年 山火事予防運動実施

平成十三年山火事予防運動が四月二十日から六月十日までの期間「育てたい 山へのマナー 火の始末」を統一標語に実施されます。

これからは、フェーン現象により風が吹きやすく、空気が乾燥して火災発生危険が増加します。毎年、この時期は全国的に林野火災等が多發し、大切な緑が失われています。火の取扱いには十分注意し、和泉村の豊かな自然を火災から守りましょう。

人権のひろば 「部落差別をなくそう」

同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、今なお結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われたり、日常生活の上でいろいろな差別を受けるなどするもので、我が国固有の重大な人権問題となっています。

この問題の解決を図るため、国は昭和四十四年から特別の立法措置を講じ、地方公共団体等と一体となって各種の「地域改善対策事業」を行うとともに、偏見による差別の解消を目指して、積極的に啓発活動に取り組んでいるところですが、いまだに差別事象は後を絶っていません。昭和四十年の同和対策審議会答申は、同和問題の解決は国の責務であるとともに、国民的課題であると指摘しています。その精神を踏まえて、自分自身の課題として、その解決に向けて努力していく必要があるといえます。



介護雇用創出助成金 制度のご案内

平成十二年四月より「介護雇用創出助成金制度」が創設されております。

サービスの内容は、介護分野において、新サービスの提供等を行うのに伴い、事前に雇用管理に関する改善計画、助成金申請計画を作成して、都道府県知事の認定、介護労働安定センター理事長の認定を受けている雇用保険適用事業主が、計画期間中に労働者を雇い入れた場合に助成金が支給されるものです。くわしくは介護労働安定センター福井県支部までお問い合わせください。

お問い合わせ
労働省・(財)介護労働安定センター
福井県支部
福井市中央一丁目三一
加藤ビル六階
☎ 0776-25-1365

賃金相談室開設日
毎月第一・第三水曜日
午後一時より

場所

福井労働局賃金相談室

〒910-1001

福井市春山一丁目一番五四号
福井市春山合同庁舎 九階

福井労働基準監督署
☎ 0776-54-6167

大野労働基準監督署
☎ 0776-3838

**賃金制度等の
相談室のご案内**

福井労働局では、労働者、企業経営者（人事・賃金管理担当者）等の方々に対し、賃金相談員が秘密厳守・無料でアドバイスします。

★相談室の活用を希望される方は、左記の賃金相談室又は最寄りの労働基準監督署にあらかじめ窓口又は電話で相談項目等についてお問い合わせ下さい。



事業主の皆様へ

労働保険（労災保険・雇用保険）の申告・納付期間は4月1日～5月21日です。

- 期限間近になると、窓口は大変混雑します。申告の手続きは、早めに済ませましょう。
- 労働保険事務組合に委託されている方は、事務組合が指定した日までに手続きをしましょう。

問い合わせ 福井労働局 労働保険窓口

福井市春山1-1-54（福井春山合同庁舎9階）

☎ (0776) 22-0112

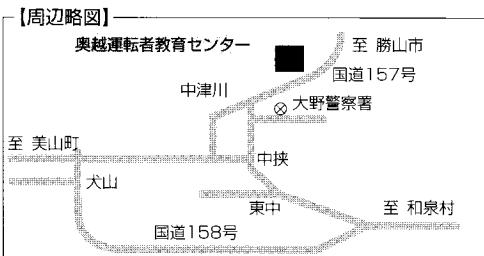
平成13年度労働保険年度更新集合受付会場

大野公共職業安定所管内

受付月日	時間	場所	所在地	電話番号
4月23日(月)	9:30～16:00	奥越地域地場産業振興センター	勝山市片瀬町1-402	88-3700
4月26日(木)	9:30～16:00	多田記念会館 大野有終会館	大野市天神町1-19	65-8766
4月27日(金)	9:30～16:00	多田記念会館 大野有終会館	大野市天神町1-19	65-8766

福井県奥越運転者教育センターの開設

- 業務開始 平成13年4月23日(月)
- 開設場所 大野市南新在家32-1-4 ☎ 66-7700
- 業務内容



業務別	業務内容	業務実施日						受付時間	備考
		月	火	水	木	金	随時		
免許関係	免許証更新	免許証更新手続き	○	○	○		○	午前8:30～9:10 午後1:00～1:40	
	免許証再交付	免許証再交付手続き	○	○	○	○	○	午前8:30～10:00 午後1:00～2:00	同時に更新する場合は免許更新に同じ
	記載事項変更	本籍、住所、氏名等の変更	○	○	○	○	○	午前8:30～午後5:00	
	国外免許	国外免許発給の手続き	○	○	○	○	○	午前8:30～午後4:00	免許証の有効期間が1年未満の場合は免許更新に同じ
試験関係	普通二輪学科試験	指定自動車教習所卒業者のみ	○	○	○		○	午前8:30～9:10	
	原付試験	原付学科試験			第1のみ ○			午前8:30～9:10	
	適性試験	視力等の検査	○	○	○	○	○	午前8:30～9:10 午後1:00～1:40	
	受験相談						○	随時	
	更新切れ	免許証失効後6ヵ月以内のもの	○	○	○		○	午前8:30～9:10 午後1:00～1:40	
講習関係	外国免許の切替え	外国免許の日本免許への切替え	○	○	○	○	○	午前8:30～9:10 午後1:00～1:40	書類審査及び適性検査のみ
	運転適性検査	ペーパーテスト、機器テストの適性検査					○		予約制
	更新時	更新時講習	○	○	○		○		
	原付	原付講習			第1のみ ○				

注1. 土曜日、日曜日、祝祭日は業務を行いません。

2. 技能試験は行いませんので春江のセンターへお越し下さい。

3. 詳細はテレフォンサービス0776(51)2888をご利用下さい。

穴馬のむかし話(二)

むかし、下山に四郎左^{しろう}という骨つぎの医者がいました。どんなにひどい骨折でも、すぐ治してしまうので評判になり、美濃や加賀からもたずねてくるほどでした。

骨つぎの名人、四郎左は若い時に「カッパ」に骨つぎの術を教えてもらつたらしいのです。

ある暑い夏のことです。その年は日照りつづきで、川の水は干上がり、カッパは頭の皿もかわき切って、森の中で死になつてきました。通りかかった四郎左は「カッパ」を家につれ帰り、水をあたえ命を助けました。二日後、息をふきかえたカッパは「私達カッパは骨つぎと云う技術があります。お礼にそれを教えましょう。」と、四郎左にていねいに教えました。

かつば秘伝の骨つぎを習いおぼえた四郎左はその後、「カッパの骨つぎ」として有名になり、穴馬だけではなく遠い国々からも治療に来る名人になりました。

かづばの骨つぎ

「龍宮城の入口に行つた男」

むかし、箱ヶ瀬村の七左衛門が、鍾乳洞に入つてまよいながら、あちこち歩き回つていました。七日目になつて、白堂^{はくどう}という深い穴の所に行つた時、一人の女人人が声をかけて来て「この穴から向こうへは行つてはいけない。」と云いました。「どうしてなのか」と聞くと、「この奥は龍宮城の入口です。この穴に入ると二度と帰ることはできない。」「早く引き返した方が良い。」と云つたので、「龍宮城の入口だという証拠になる物を見せてくれ。」というと一ヶの石を渡してくれました。

その石を持ち帰り、家の近くの谷につけて見ると、その水は海水のようにならしく成りました。今でもその谷の水は塩からく「塩水谷」と云われています。

平成13年度国家公務員採用試験の概要

大学卒業程度	試験名	申込受付期間	1次試験日	1次試験地
大学卒業程度	国家公務員採用Ⅰ種	4月3日～5月10日	6月10日（日）	静岡市・名古屋市・金沢市他21力所
	国家公務員採用Ⅱ種		7月 1日（日）	静岡市・名古屋市・金沢市他23力所
	国税専門官			名古屋市・金沢市他19力所
	労働基準監督官		6月17日（日）	名古屋市・金沢市他14力所
	法務教官			名古屋市・金沢市他12力所
	航空管制官	7月26日～8月9日	9月23日（日）	名古屋市他10力所

高校卒業程度	試験名	申込受付期間	1次試験日	1次試験地
	海上保安学校学生(特別)	4月12日～4月20日	5月27日（日）	名古屋市・金沢市他35力所
	国家公務員採用Ⅲ種	6月20日～6月27日	9月 2日（日）	岐阜市・高山市・静岡市・浜松市・名古屋市・豊橋市・津市・富山市・金沢市・七尾市・福井市
	刑務官	7月26日～8月9日	9月16日（日）	静岡市・岐阜市・名古屋市・津市・富山市・金沢市・福井市他49力所
	入国警備官			名古屋市他9力所
	皇宮護衛官			名古屋市他10力所
	航空保安大学校学生	8月30日～9月11日	9月23日（日）	名古屋市他10力所
	海上保安学校学生			名古屋市・金沢市他35力所
	海上保安大学校学生		10月27日（土）	
	気象大学校学生		10月28日（日）	名古屋市他10力所

お問い合わせ

送付先 〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 人事院中部事務局 第二課試験係
 ☎ (052)961-6838 FAX(052)961-0069
 ホームページアドレス <http://www.aimnet.ne.jp/jinchubu/>

高コレステロール血圧を 予防するための食事

食べよい
こんなちは
No.5

近年食生活の欧米化に伴い、20~30代でもコレステロールの高い人が増えています。ちょっとした工夫でコレステロールの増加を抑え、動脈硬化を予防しましょう。

材料(1人分)

カジキ 65g (小1切れ)
塩ミニスプーン $\frac{1}{2}$ こしょう少量
小麦粉 小さじ1
 衣 { 卵 25g ($\frac{1}{2}$ 個)
 粉チーズ 2 g (小さじ1)
 パセリのみじん切り...少量
油 小さじ1
ゆでブロッコリー 50g

カジキのピカタ

粉チーズ入り卵の衣で
しっかりとれます。
Caよりも



①衣の材料を混ぜる。

②カジキに塩とこしょうをふり、小麦粉をまぶして①の衣をからめる。油を熱したフライパンで両面焼いて火を通す。

みそ汁より少し濃いめの味つけ、スピード料理。

豆腐ときのこのみそ煮

材料(1人分)

豆腐(絹ごし) 140g
きのこ(しめじ・しいたけ) 50g
ねぎ(斜め切り) 50g ($\frac{1}{2}$ 本)
 a { 水 1 杯
 顆粒だし 小さじ $\frac{1}{3}$
みそ 大さじ $\frac{2}{3}$

①aのだしにやっこに切った豆腐を入れ、5分煮る。ねぎ、きのこ、みそを混ぜ2~3分煮る。



マグロの手こねずし
つる菜のにんにくいため
献立
ヒント

議会より

第180回定例会開催

第一八〇回村議会定例会が三月八日から十四日までの七日間の会期で開かれました。

この定例会では、第三次和泉村総合計画基本構想、条例の一部改正、平成十二年度各会計補正予算並びに平成十三年度一般会計及び特別会計予算など議案二十二件、諮問一件が上程され、慎重審議の結果いずれも原案どおり可決しました。

議決議案は次のとおりです。

◇第三次和泉村総合計画基本構想について

これは、平成十三年度から十年間の和泉村総合計画基本構想を決めたものです。

◇和泉村税条例の一部改正について

これは、条文中の字句の一部を訂正したものです。

◇和泉村乳幼児医療費助成に関する条例の一部改正について

今回の改正は、保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とし、医療費の対象者は次の乳幼児です。
① 和泉村に住所を有し、三歳に達した日の属する月の末日までにある者。
② 和泉村に住所を有し、三歳に達する月の属する月の翌月の初日から六歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあ

◇平成十二年度和泉村簡易水道事業特別会計補正予算（第二次）

賃金など二〇〇千円を減額補正されました。

◇平成十二年度和泉村国民健康保険事業特別会計補正予算（第四次）

平成十一年度療養給付費返還金など一六〇千円などが追加補正さ

る者のうち、子の数が三人以上の世帯に属する者。

◇和泉村野外総合レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

◇九頭竜「平成の湯」の設置及び管理に関する条例の一部改正について
和泉村地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

以上、三条例の一部改正は、管理委託変更に伴う関係条項の改正を行つたものです。

◇平成十二年度和泉村一般会計補正予算（第五次）

主なものは、観光事業特別会計繰出金四五、〇〇〇千円、国県道等改良事業負担金一一、〇〇〇千円、除雪経費三、〇〇〇千円などで五四、七〇〇千円を追加し、平成十二年度の総額が歳入歳出それぞれ二九億七四、五五九千円となりました。

◇平成十二年度和泉村観光事業特別会計補正予算（第四次）

施設管理費で和泉村公園施設管理公社委託料など、四五、〇〇〇千円が追加補正されました。

◇固定資産評価審査委員会委員の選任について

任期満了に伴う固定資産評価審査委員会委員に、上大納の番屋喜代志氏（再任）の選任に同意しました。

◇教育委員会委員の任命について

任期満了に伴う和泉村教育委員会委員に朝日中内智利氏後野三嶋健太郎氏貝皿洞口幸夫氏以上三名の方々（再任）の任命に同意しました。

れました。

◇平成十二年度和泉村診療所事業特別会計補正予算（第四次）

医療諸費の負担金補助及び交付金で二八、〇〇〇千円を追加補正されました。

◇平成十二年度和泉村老人医療事業特別会計補正予算（第三次）

機器借上料など一〇〇千円を減額補正されました。

◇人権擁護委員の推せんにつき意見を求めるについて

任期満了に伴う人権擁護委員に朝日の新屋芳江氏（再任）の推せんに同意しました。

第一一二回臨時議会

第一一二回村議会臨時会が一月十七日開かれました。

この臨時会では、議案二件が上程され慎重審議の結果、原案どおり可決しました。

議案議決は次のとおりです。

◇平成十二年度和泉村一般会計補正予算（第四次）

先に成立をみました國の第二次補正に対応して、総合情報流通基盤整備事業など、IT関連予算を総務費と教育費、合わせて四九、〇八九千円を計上し、可決されたものです。

この目的は、地域情報化推進の一環として、役場、公民館、学校等の公共施設を同軸ケーブルで結び、和泉村総合情報ネットワークを構築して、各分野で住民への行政サービスの向上、充実を図ることです。

◇字の区域の変更について

これは、ぶなの木台宅地分譲地の新地番設定には、字、地番の変更が必要となるために行うものであります。

一般質問



山本敏夫 議員

フレアール和泉の運営再委託について

問

フレアール和泉は、建設以来、本村の観光のシンボル的施設として営業が行われたが、毎年の赤字決算が続き、一度として村民の期待に答える事も無く現在に至つてはこの状況を危惧している。村内ではこの状況を懸念する様々な助言や指導援助をしてきた所である。過日にもメニュー、宿泊料金の改定にも村内競業団体の協力のもと、価格、メニューも既存施設に近い部分まで協力を要請、助言が行われ、実行されている。民間の業者は厳しい経営状況の中、頑張っているのが現状である。管理公社の運営とは雲泥の差である。村民の中からは、地域の活性化、雇用促進、公共性を求めて建設されたフレアール和泉は、もはやその存在意義を失い、休館又は閉館して経費の節減をすべきとの声も聞こえている。今、再委託して第三者に運営を委託する事は、村政の施策の失点を自ら認める事であり、建設時、既存施設業者が一番先に指摘した点である。

再委託を行えば、村内の飲食宿泊施設への影響も多大なるものがある。これ等の対応はどう図るのか。格差は正が行政の本分であるが、今の状況ではかなりはずれていると言わざるを得ない。協定書によれば、民宿が客で満室になってから大きい施設へ客を回すと受けとれ、それが民宿との約束ではなかつたか。

次に、平成の湯においては現在評判も良いと聞いているが、何故この施設まで委託するのか、ホテルには同等の湯があり、泉質、設備もよいと言われている。ゾーン一括運営と言わっても平成の湯だけは、村に残すべきではないか。又、営業許可名義人と、実質運営者が異なる事による法的、倫理的問題はないのか。この様な状況の中では、再委託について疑問点が多く、時間的余裕をもつて対処すべきである。理事者たる村長の考え方伺いたい。

答

公社に委託管理している観光施設の運営状況については、議員も既に御指摘のとおり毎年収入不足が続いており、その都度不足額を村より補填してまいりました。特にここ数年は一億円を超える大きな不足額が生じており、村の財政に与える影響も大きく、毎定期例会毎に、議会にて厳しい意見と温かい助言の元、抜本的な対策を模索し、検討を重ねてきたところであります。

そうした状況の中で、昨年七月には、十五名に及ぶ人員整理や給与カットなどによる合理化対策を実施し、収支の改善を図つてしましましたが、職員の努力にもかかわらず、決算見込額は六千万円を超える赤字が予想され、更に合理化を進める必要を認識し、フレアール和泉、コテージ、

平成の湯、駐車場、公衆便所を含めた九頭竜保養の里一帯の経営を観光専門の第三者の民間会社に委託することといたしました。

昨年十二月以来、委託先と協議を重ねて、合意に近づいたので、十二月十九日議会全員協議会にて報告、御意見をお伺いした次第です。民間会社への委託につきましては、福井和泉スキー場の開発誘致に至る経過、平成二年のスキー場開発以来の経営姿勢や村の活性化への貢献、村政への協力はもとより、会社、出身地における市町村施設の受託状況等の実績を勘案して、判断させていただきました。

又、運営にあたりましては、同業者との競合、価格等のバッティング等には充分注意を払い、スキー場のパック商品、中京方面へのPR等、共存共栄の道を希求していきたいと思いますので、御理解を願いたい。



大納保育所の変則運営をいつまで続けるのか

問

大納保育所は現在、村条例に基づき職員も配置され、形式上運営されているようになつてゐるが、入所申込が無いとして事実上は休所状態である。また、大納地区の幼児の通所については、村のマイクロバスで無料で

区住民の総意として、保育所は環境設備の整つている大納保育所に統合を要望されていた経緯も踏まえて、建屋の管理等、今後の処置と対応を質問したい。

答

平成七〇八年当時、同地区の幼児数が極端に減り、単独保育所としての運営が困難になり以降、交流保育、合同保育を実施してきた。しかし、平成十年児童福祉法の改正があり、保育所の選択が自由になつたことから、全員が朝日保育所への入所申込を希望し現在に至つている。

過去の経緯は経緯とし、幼児送迎面では他地区との不均衡が生じておるが、入所申込が無いとして事実上は休所状態である。また、大納地区の幼児の通所については、村のマイクロバスで無料で

統廃合、保育体制の充実整備に取組むので、各位の理解と協力を求める。



末永彦 治議員

越美北線時刻改正による処置について

問

越美北線の時刻改正にともない、通学の高校生、老人弱者の方が毎朝乗車していた、朝七時七分発が廃止。六時二十五分発では、大野駅六時五十六分着で、二時間程度の暇があり、学校、病院等の戸を開かず、利用者にとって不都合を来たしている現況である。

若い学生は暇があれば、勉強でなく非行等に走るおそれも考えられ、父兄は寮に入れるか、下宿するかであります。経済的な面からも多額の費用が増額となり、両親はもとより、将来、和泉村を背負つて行く若者に生活の根拠である交通面で、不便を来たせば、便利の良き都会方面へ転居し、自然に人口が少くなり、過疎となる事は間違いないと言つても過言でありません。

そこで村では、第三次総合計画基本構想を立て、定住人口の確保と、Uターンの促進による人口の増加を計画しているが、住民生活の根拠である交通面に、不都合、不便を与えるよう、行政の責任でなすべきでないか、三月三日、ダイヤ改正より不都合を来たしている現況を汲み取

り、早急に処置願いたく、代替バス等の利便を考えて頂きたく、村長の方針をお尋ねします。

答 今回の九頭竜線ダイヤ改正につきましては、議員同様、私も大変な憤りを感じているところです。ダイヤ改正の話があつた直後に県当局、沿線市町村と共に、JR西日本の金沢支社にダイヤ改正反対の要望を致しましたが、当時の利用実態や、収支状況を盾にJRの意志は強く、九頭竜線を存続させるための改正と要望は、とり上げられなかつたのが実情でございます。

三月三日、ダイヤ改正による影響等であります。大野、勝山への通学は、三月は期末で試験や春休みであります。福井への通学は、三月は汽笛での通学を予定しており、七人が汽車での通学は以前よりあります。福井への通学は以前よりも良くなつたという声が多く、四月以降七人中五人が汽車利用を予定しております。通院、通勤等の一般利用者は平均四人前後であり大野への通院は不便さが増したものの、福井への通院は良くなつたという声もきかれます。特に大野市への通学、通院、通勤される方の対応につきまして、いろいろ検討をしているところあります。

まず、列車を借り切つてのダイヤ増発ですが、JR大野鉄道部を通じて調査したところ、越美北線には現在車両が五両しかなく、四両を運搬車両、一両を検査代行車両と

して毎日使用しており、車両の空きがなく事実上無理ということが判明いたしました。次に代行バスの運行であります。始発から次の便まで私でも運行の許可が可能となります。既存の村営バスの運行延長を考えますと、燃料、消耗品、人件費等で一五〇万円程度、貸切りバスでの運行では、一八〇万円～二七〇万円の費用負担が必要であります。

いずれにいたしましても、かなりの経費を必要とするものであります。が、費用負担は別といましても、四月の入学式頃までには、代替バスを運行させたい。村営か、民間委託かどちらかの方法で前向きに検討いたします。

主なる質疑

問

教育施設基本構想は答申後がなり経過しているが、いつ策定するのか。

答 三月定期議会を目途に進めてきたが遅れている。

問 今年度内に策定し議会に示す。

問 四月一日から家電リサイクル法が施行されるのに伴い、家庭製品の不法投棄の増加が懸念されるが、対策は。

答 環境美化推進条例（ポイ捨て禁止）の周知徹底と監視の強化を図る。

啓蒙看板の増設等

一般廃棄物焼却場の ダイオキシン対策は

平成十四年十二月以降、ダイオキシン類排出基準が厳しく規制されるが、当村の焼却場もその対策が必要であり、しかも時間的余裕は無いと思う。

予算措置について当初に計上されていながら、どうするつもりか。

この問題は広域行政事務組合で取組んでいるが、未だ具体的な計画は示されておらず、平成十四年迄に解決は望めない。既存施設の対策、改修については、平成十四年度予算で対応し、村民生活に支障なきように図っていく。

答 木工所の後継者、育成について今後の状況はどうか。

後継者について各地域等の学校に適任の学生を依頼、願っているところである。

答 木工所の後継者、育成について今後の状況はどうか。

ある。

新年度四月中に各地区的農家組合長口座に払込する予定で

議会活動

十一月十六日～十九日	第一七九回和泉村議会 定例会	二月十五日	組合議会、第一回定例会 福井県市町村交通災害 共済組合議会
十二月二十一日	大野地区消防組合議会 定例会、高志地方市町 村議会、議長会研修会	一月十六日	恐竜エキスポふくい二 〇〇〇実行委員会第七 回理事会
十二月二十五日	大野・勝山地区広域行政事務組合議会定例会 年頭のあいさつ	一月十七日	第五十三回県民体育大会冬季大会
一月四日	福井県町村議會議長会 役員会及び全員協議会 知事との行政懇談会	一月十八日	岩倉市新庁舎完工式
一月十日	一月四日	一月十九日	議会全員協議会
一月十一日	一月十一日～二十三日	一月二十一日	平成十二年度二十一世紀議員交流会
一月十七日	第一一二回和泉村議会 臨時会、議会全員協議会	一月二十二日	第六回県町村議會議長会 会役員会、第五十二回 県町村議會議長会定期 総会
一月二十一日	第一回和泉村第三次振興計画審議会	一月二十四日	九頭竜湖観光駅長審査会
一月三十日	二月一日	一月二十六日	第三回和泉村第三次振興計画審議会
二月二日	二月六日	三月一日	第九回福井県自治会館 組合議会
二月六日	二月十四日	三月四日	第一回定例福井県市町 村消防団員等公務災害 補償等組合議会、第一 回定例福井県市町村非 常勤職員公務災害補償
三月六日	三月四日	第二十二回九頭竜スキー 選手権大会	議会全員協議会、第四 回和泉村第三次振興計 画審議会

中竜、公害防止協議会

二月六日役場に於いて開催

大野・勝山地区広域行政事務組合 第七十七回議会定例会（報告）

（協議内容）

組合議会としては、昭和六十二年以来、福井市及び大野市の焼却灰を中竜が受け入れ処理している実績もあり、村内のゴミは村内で処理する見知からも認めざるを得ない。

ただし、広域行政組合で取組んでいる廃棄物処理施設の計画が遅れていたが、新しい施設が完成するまでの間は、中竜鉱山に委託することを了承した。

○議案四号、平成十二年度一般会計補正予算について。
○議案二号 平成十三年度一般会計予算について。

○議案三号、平成十三年度ふるさと市町村振興事業特別会計予算について。

○議案一号、第四次大野・勝山広域市村圏計画基本構想について。

○議案二号 平成十三年度一般会計予算について。

○議案三号、平成十三年度ふるさと市町村振興事業特別会計予算について。

（第2回）21世紀議員交流会 一月二十一日開催

今年度は勝山市ふれあい交流会館に大野、勝山、和泉の全議員が集い、講師に福井新聞社論説委員長橋詰武宏氏を迎え、「今後の政局と地方政府」と題して

一般廃棄物処理施設候補地の環境アセスが出来なかつた分の三一、五〇〇千円を減額し、総額一六五、一千円とした。

尚、会期中の全員協議会に於いて、懸案となつてゐる一般廃棄物処理施設問題につき、昨年九月和泉村での立地が白紙になつた後の経費説明があり、今回、大野市に立地することがの同意が求められ協議の結果、賛成多数で承認された。

一、逆風の中の森内閣
二、地方自治の進め方
三、地方分権社会に於ける車の両輪
四、市町村合併にどう対処していくか
等の講義を聴き研修を行つとともに、議員間の交流を図つた。

（協議内容）

三月二十七日大野市議場に於いて開催。次の四議案が一括提案され、いずれも原案どおり可決した。

大野市議会、谷口彰三氏が就任した。

登山計画書は家族や警察へ

ゴールデンウイークが始まると春山登山が盛んになる時期です。平地の天気は温暖でも、山の天気は変わりやすいもの。

山岳遭難を防ぐため、次のことに注意しましょう。

- ①体力に応じた無理のない登山計画にしましょう。
- ②登山計画を確実に家族や警察などに提出しましょう。
- ③携帯電話などの通信機器を必ず携行しましょう。
- ④登山装備等を十分準備しましょう。
- ⑤単独登山を控え経験豊かな人と登山するようにしましょう。
- ⑥天候が悪化したときは無理せず、引き返す勇気をもちましょう。



発行 ■ 和泉村

編集 ■ 広報編集委員会

テ九二二〇九一 福井県大野郡和泉村朝日十六三一四

TEL (0777) 78-1111

主な行事予定

4月22日(日) 春期消防訓練

5月11日(金)・12日(土) 山菜大学

5月12日(土)・13日(日) 新緑まつり

5月19日(土)

10周年記念演奏会「フォーラム青葉の笛」

6月3日(日) 和泉健康マラソン
九頭竜国民休養地スタート

6月7日(木)・8日(金) 住民健診

	一月届出分
中嶋アエ子さん	七十一歳(上大納)
川勝 義雄さん	七十九歳(朝日前坂)
富田外志子さん	八十四歳(朝 日)
水口 安正さん	九十三歳(板 倉)
	七十五歳(朝 日)
	二月届出分
加藤 義雄さん	七十九歳(朝日前坂)
尾崎 ふじゑさん	八十四歳(朝 日)

●おぐやみ●

今回より、広報いづみの中に
議会の一般質問をはじめ、活動
内容や、議会に関するなどを掲
載いたします。今後ともよろし
くご愛読願います。

人うらやま

